

家庭ごみの分け方・出し方

6種分別

ごみは収集日の当日(朝7時まで)に出してください。

大型ごみ以外は、必ず指定袋を出してください。

『分別』と『リサイクル』ごみの減量化にご協力をお願いします。

◎ごみに関するお問い合わせは

印南町役場生活環境課 ☎42-1732
御坊広域清掃センター ☎29-3030

50音別ごみ分別リストはこちら



燃えるごみ	燃える大型ごみ	小型プラスチックごみ	資源ごみ	燃えない大型ごみ	燃えない複雑ごみ	リサイクル
<p>月・木曜日 印南・切目地区</p> <p>火・金曜日 福原・切目川・真妻地区</p> <p>(可燃)指定袋に入れる</p>	<p>毎月</p> <p>第1水曜日</p> <p>そのまま出す</p>	<p>毎月</p> <p>第2水曜日 第4水曜日</p> <p>(不燃)指定袋に入れる</p>	<p>毎月</p> <p>第3水曜日</p> <p>(不燃)指定袋に入れる</p>	<p>毎月</p> <p>第4水曜日</p> <p>そのまま出す</p>	<p>毎月</p> <p>第5水曜日</p> <p>(不燃)指定袋に入れる</p>	<p>リサイクル</p> <p>液晶・プラズマテレビ 冷蔵庫・冷凍庫 テレビ(ブラウン管式) 洗濯機・衣類乾燥機 エアコン</p> <p>家電リサイクル対象機器</p> <p>家電リサイクル法により再商品化(リサイクル)料金と、収集運搬料金が必要となります。その上で、販売店等に引き取ってもらってください。</p> <p>循環社会 捨てずに生かす新時代</p> <p>パソコン</p> <p>メーカーによる家庭系パソコンの回収・リサイクル制度をご利用ください。</p> <p>ディスプレイデスクトップ ノートパソコン</p> <p>■平成15年10月1日以降に購入したPCリサイクルマークの貼付している場合は、メーカーに回収申し込みをしてください。(購入店にリサイクル費用が定められている場合があります)</p> <p>■平成15年9月末までに購入したものは有料でメーカーに回収していただくか、燃えない大型ごみとして出してください。</p>
<p>指定袋</p> <p>●台所から出る生ごみ類 ●汚れたトイレ類(くたいて出す)</p> <p>●衣類類 ●はきもの類</p> <p>●雑誌・新聞・ダンボール類(新聞・本等は来ないでください)</p> <p>●その他</p> <p>ダンボール・新聞・雑誌等は廃品回収にご協力ください。</p>	<p>●木製家具類</p> <p>●乾燥した廃材類(燃焼用に限る)</p> <p>注意 引っ越し等で大量に出る場合は、清掃センターへ直接持ち込みをお願いします。</p>	<p>指定袋</p> <p>●ペットボトル(容器類)</p> <p>●ふた類</p> <p>●トレイ・容器類(きれいなトレイはスーパー等でも回収しています)</p> <p>●文具・玩具類</p> <p>●日用品類</p> <p>●その他</p> <p>ペットボトルは、拠点回収箱に出してください。</p>	<p>指定袋</p> <p>●空き缶や菓子等のカン類</p> <p>●ビン類</p> <p>●ナベ・やかなどの金属類</p> <p>●ペットボトル</p> <p>拠点回収・PETのみ</p> <p>回収箱 設置場所 Aコープ他町内27カ所</p> <p>ごみの減量と再資源化のため専用の回収箱をご利用ください。</p> <p>キャップとラベルを取り外す</p> <p>回収箱</p>	<p>●スチール製品類</p> <p>●コンテナ類</p> <p>●電化製品類</p> <p>●その他</p> <p>物干しざお・鉄パイプ</p> <p>自転車</p>	<p>指定袋</p> <p>●ガラス・セットモノ類</p> <p>●その他</p> <p>ライター</p> <p>おもちゃ(金属を含む)</p>	

●大型ごみは、一斗缶(含む)より大きく、収集車に積載できるものに限ります。(目安は、高さ150cm・巾70cm・奥行き70cm以下のもの) ●上記の指定日は、祝祭日(年末年始の期間を除く)でも実施します。

注意!!

町が収集しないごみ

清掃センターへ、自分で直接持ち込めるごみ (輸入許可申請書が必要です)

清掃センターへ、持ち込めないごみ (清掃センターで処理できないもの)

生木 (直径30cm、2m以内)

大型ダンボール

原付(50cc以下)

ボイラー

大型ミシン

消音用噴霧器

電線コード

スプリング付マットレス

コピー機

ドラム缶(中身を除く)

有害危険ごみ

ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ

産業廃棄物(建築廃材・パチンコ台等)

感染性医療廃棄物(メス・注射器等)

FRP製品

産業廃棄物(事業活動に伴って生じたごみ、建築廃材等)の処理は法令により事業者自身が行うように義務付けられているので、産業廃棄物処理業者に委託(有料)するなど、自ら処理してください。

廃乾電池

使用済み乾電池は役場又は電気店等に設置している回収箱に入れてください。

※詳しいごみの分け方は、印南町ホームページに「50音別ごみ分別リスト」を掲載しています。